

時植田



～表紙の説明は、13ページ～

目次

新型コロナウイルス関連	2～3
公共施設の利用再開、春の叙勲ほか	4～5
特定健康診査、住民健康診査	6～7
あが国保だより、健康ひろば ほか	8～9
消防署だより、阿賀町で起業する方へ ほか	10～11
トピックス	12～13
公民館だより	14～15
詐欺にご注意！、テレビ電話の活用	16～17
各種お知らせ	18～19
今月の予防接種、おおきくになったら ほか	20～21

※再生紙を使用しています。

6
Vol. 183
2020
令和2年

広報あが

黎明日誌 れいめいにし Vol. 10

町教育委員会と県立阿賀黎明高等学校、公営塾「黎明学舎」が連携・協力し、魅力ある高校づくりで元気な町を創出すると共に、先生方をはじめ、町民の皆様と阿賀町を愛する子どもたちを育てていくことを目指す「阿賀黎明高校魅力化プロジェクト」の活動報告です。



5月13日・20日 阿賀黎明探究パートナーズ 勉強会

高校と地域の連携をテーマに、パートナーズの会員と阿賀黎明高校の教員、黎明学舎講師など20人がオンライン上で勉強会を開催しました。大正大学・浦崎太郎教授の講演動画「Withコロナ時代に高校と地域が打つべき一手とは」を視聴した後、意見交換を行いました。参加した教員から「オンライン上での授業を含め、地域の方の協力のもと、小規模校だからこそできることがあるのではないかと感じた」、地域の方からは「具体的に何ができるか、先生方ともコミュニケーションをとっていききたい」との今後に向けての話がありました。

5月14日 ONLINE de 黎明学舎「テラコヤ」

休校期間中の平日15時から18時の通常の学習支援と並行し、遠方の大学生・高校生も交えてオンライン上で対話型授業に取り組んでいます。5月14日には東北芸術工科大学4年の本間真生さんをゲストに、その人の生き方から学びを得る「テラコヤ」を開催し、北海道や島根県の高校生を含め17人が参加しました。参加した生徒は「やりたいことを見つけるために多くの人とかわりを持っていきたい」と感想を伝えてくれました。今後も19歳で株式会社を営んでいる大学生から話を聴くなど、インターネットを利用して普段会えない人からも学べる授業を行う予定です。



【問い合わせ先】学教教育課 ☎92-2561 黎明学舎 ☎92-7724

（5月1日～5月31日届出分）

うぶごえ

赤ちゃん氏名	誕生日	保護者名	住所
堀口 瑶 仁(はると)くん	4月24日	朱 里さん	長谷区
伊藤 睦 隼(りくと)くん	4月27日	竜 紀さん	東岐区

ご結婚

ご結婚した方	住所
長谷川 千 春さん	上ノ山区
(後藤) 千 奈さん	津川1区

おくやみ

亡くなった方	(年齢)	世帯主名	住所
豊島 ミネ子さん	(83歳)	本人	津川10区
大橋 民 定さん	(84歳)	本人	津川12区
長谷川 富 夫さん	(84歳)	本人	高出区
長谷川 正 光さん	(63歳)	三 成さん	原 区
猪俣 源 禧さん	(86歳)	本人	当麻区
渡部 九十九さん	(92歳)	本人	押手区
五十嵐 恭 子さん	(77歳)	一 恭さん	水沢区
長谷川 菊 治さん	(83歳)	本人	小花地区
神田 康 雄さん	(84歳)	本人	五十沢区
猪 タケノさん	(103歳)	和 豊さん	高清水区
遠藤 ヤ ヨさん	(87歳)	昭 一さん	中村区
佐藤 春 男さん	(82歳)	本人	東山区
二瓶 ナツエさん	(95歳)	本人	綱木区
杉山 ツ ネさん	(93歳)	進 さん	吉津区
伊藤 ハチイさん	(98歳)	本人	角島区
古山 良 一さん	(73歳)	本人	津川12区
齋藤 キヨミさん	(97歳)	与 一さん	細越区
村岡 功 一さん	(82歳)	本人	当麻区

阿賀町の人口（5月31日現在）

■ 男	5,145人
■ 女	5,396人
■ 合 計	10,541人
■ 世帯数	4,518世帯

5月の異動

■ 転 入	3人
■ 転 出	18人
■ 出 生	2人
■ 死 亡	23人

各支所の問い合わせ先

支所名	鹿瀬支所	上川支所	三川支所
行政係	☎92-3330	☎95-2211	☎99-2311
振興係	☎92-3332	☎95-3740	☎99-2311

●● 発行日 令和2年6月15日
阿賀町役場まちづくり観光課まちづくり係
☎92-4766・FAX92-5479
URL http://www.town.agari.gata.jp

町内の事業主の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が厳しい状況にある事業主の方へ、事業継続支援のための給付金を交付します。

【阿賀町経営持続支援特別給付金】

- 対象者 町内に事業所等を有し、町内商工会の会員となっている事業者
※商工会に加入していない事業者も、令和2年8月31日までに商工会へ加入申し込みを行い、証明を受けた場合は対象となります。
- 助成金額

《均等給付分》	1事業者あたり	100,000円	
《減少率割給付分》			
令和2年3月から5月までの売上げが、前年同月と比較して30%以上の減少率となる事業主に追加給付			
減少率40%以上50%未満	100,000円	※国の持続化給付金の支給	
30%以上40%未満	50,000円	対象事業者は除きます。	
- 申請方法

《均等給付分》	※振込先がわかる書類（通帳の写し等）を持参ください。
【商工会員の場合】	
交付申請書（別記様式第1号の6）に申請者、振込先情報を記入、押印の上、加入商工会へ提出してください。	
【商工会未加入事業者の場合】	
商工会への加入申し込みが必要ですので、営業許可書等、事業を行っていることがわかる書類とともに加入申込書を、事業所が所在する地域の商工会へ提出してください。（その後は上記会員と同様の申請方法となります。）	
《減少率割給付分》	
交付申請書（別記様式第1号の7）に申請者情報を記入、押印の上、1月から5月までの売上げが比較できる書類（前年分の確定申告書と今年度の売上台帳等）を添えて、加入商工会へ提出してください。	
- 申請受付 町内商工会で10:00から16:00まで申請を受け付けます。
※ただし、受付は令和2年9月30日(水)までとし土日祝日を除きます。
また、鹿瀬商工会は火・木曜日、上川商工会は月・水・金曜日のみの受付となりますのでご了承ください。

町内商工会では、国・県の融資や助成制度等に関する相談窓口を開設しています。
お近くの商工会へご連絡ください。

※国の支援制度は経済産業省又は厚生労働省、県の支援制度は新潟県のホームページでご確認ください。

【問い合わせ先】 まちづくり観光課 観光商工係 ☎ 92-4766

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ 国民年金保険料免除の申請ができます

簡易な所得見込額の手続きにより、申請が可能となりました。

手続きの方法や申請書等は、
日本年金機構ホームページに掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

郵送による申請を
ご利用ください。

ご相談は「ねんきん加入者ダイヤル」へ TEL 0570-003-004
050 から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525

ねんきん加入者ダイヤルの相談受付時間 （月～金曜日）8:30～19:00、（第2土曜日）9:30～16:00

【国】子育て世帯臨時特別給付金

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

- 支給対象者 ・令和2年4月分の児童手当受給者
・令和2年3月分の児童手当受給者（令和2年度新高校1年生分の児童手当受給者も含む）
- 支給額 児童一人につき、10,000円
- 手続き 公務員以外の方は申請不要です。
公務員の方は、所属庁から配付される申請書をご確認ください。
- 支給時期・方法 6月末を目途に児童手当の受取口座へ振り込みます。

【町独自】子育て世帯応援給付金

町では、学校の臨時休業や外出自粛により在宅での生活を余儀なくされたなか、学習や体力の維持などご負担の多かった子育て世帯を応援するため、給付金を支給します。

- 支給対象者 ①令和2年4月30日時点で町内に住所を有する
・ひとり親家庭等医療費助成受給者
・高校生世代の保護者
高校生世代……平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子どもまたは、高等教育に該当する教育課程にある生徒
②新潟県立阿賀黎明高等学校に在籍する町外に住所を有する生徒の保護者
- 支給額 子ども一人につき、20,000円（各要件に該当する場合はそれぞれにつき20,000円）
- 手続き 申請が必要です。6月上旬に郵送した申請書をご確認ください。
書類が届かない方で該当と思われる方は町ホームページまたは担当窓口備え付けの申請用紙で申請してください。
- 申請期限 令和2年10月30日(金)まで
- 支給時期・方法 申請から3週間程度を目安に指定の口座へ振り込みます。

【問い合わせ先】 こども・健康推進課 こども係 ☎ 92-5762

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県外学生支援について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、不安な日々を過ごしている県外の学生に対して、元気をお届けするため町の特産品を送ります。特産品の送付を希望される場合は、申請が必要です。町ホームページか6月上旬に全世帯に配布された案内をご確認ください。お近くの阿賀町出身学生の皆さんへお知らせくださるようお願いします。

- 対象者 申請時に以下の1～3の条件を満たす者とする。
 1. 新潟県外の専修学校、短期大学、大学、大学院等に在籍していること
 2. 新潟県外に在住していること。住民票を阿賀町内に置いている場合も含む
 3. 保護者の住民票の住所が阿賀町内であること
- 申請期限 令和2年6月30日(火)まで ※申請は学生1人につき1回限りです。

5月末には、首都圏で生活している東京郷人会の皆さんにも特産品を送り、「故郷のお品をありがとうございました。」「阿賀町の皆さまも気をつけてください。」などたくさんのメッセージが届きました。
町の特産品を食べて、新型コロナウイルスに負けず頑張りましょう。

【問い合わせ先】 まちづくり観光課 定住促進係 ☎ 92-4766



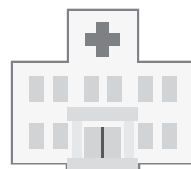
40～74歳の阿賀町国民健康保険加入者の皆さんへ

1 特定健康診査は町の診療所でも受けられます！

○個別健診を受けられる診療所

医療機関名	電話番号
鹿瀬診療所	92-2219
上川診療所	95-2280
町営診療所みかわ	99-5155

事前の電話予約が必要です。



○対象者 40～74歳（年度末年齢）の、阿賀町国民健康保険加入者（黄色の特定健診受診券が送付される方）

○実施期間 令和2年7月1日～令和3年2月26日

○個人負担金 ・特定健診（基本項目） 1,200円
・心電図検査（希望者のみ） 1,000円
※料金は年齢に関わらず一律となります。ただし、特定健康診査無料券が送付された方は個別健診でも使用できます。

○持ち物 保険証、特定健診受診券（黄色）、個人記録票

個別健診では胸部レントゲン検査、眼底検査、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診は実施していません。ご希望の方は、集団健診を受診してください。
また、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によっては、個別健診を延期・中止する場合があります。

2 職場や病院で健診・検査を受けている方へ

町への健診・検査結果の提供にご協力をお願いします。

①町内の医療機関で特定健診に相当する検査を受けている方

⇒特定健診受診券（黄色）の問診票を記入して、かかりつけ医療機関へ提出してください。
医療機関から町へ、健診結果に相当する検査データが提供されます。

②職場健診や個人で人間ドックを受診している方

⇒特定健診受診券（黄色）の問診票を記入して健診結果を、こども・健康推進課へ提出してください。

町が実施する「特定健診」は国により受診率の目標が定められており、目標を達成できない場合、皆さんが納めている国民健康保険税に影響する可能性があります。
かかりつけ医で「特定健診」と同じ内容の検査を実施している場合は、その結果を町へご提供いただくと、「特定健診」の受診率に反映されます。ご協力をお願いします。

令和2年度 特定健康診査（集団健診）・住民健康診査のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、特定健診・住民健診等をお住まいの地域別に日程・受付時間を指定して実施します。

対象となる健診

健（検）診名	対 象 者	
特定健康診査	阿賀町国保に加入している40～74歳の方	該当者全員
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診未受診の方	
住民健康診査	阿賀町住民で下記に該当する方 ・19～39歳の方 ・75歳以上の方 ・40～74歳の生活保護世帯の方	該当する方のうち健診世帯調査票で申し込みのあった方
胸部検診	40歳以上の方	
前立腺がん検診	50歳以上の男性（H30・R元年度異常なしの方は対象外料金）	

日程・受付時間

日程・会場は3月中旬に全世帯へ配布した検（健）診カレンダーと同じです。
受診（券）票及び日程・受付時間のご案内は、6月下旬に対象者に郵送でお送りします。
健診をご希望の方で6月29日までに受診（券）票等が届かない方は下記までご連絡ください。

その他の変更事項

今年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策として、健診会場までの送迎を中止します。
今後の感染拡大の状況によっては健診を延期または中止する場合があります。
受診者の皆さんに大変ご不便・ご迷惑をおかけします。感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願いします。

8月2日（日）の休日健診を受ける方へ 胸部レントゲンまたは特定健診・住民健診は完全予約制です

ご希望の方は、**6月29日（月）9：00から電話で予約を受け付けます。下記の電話番号へご連絡ください。**

30分あたり20人ずつ、計80人を定員とします。定員に達した場合は受付を終了いたしますので、ご了承ください。

※社会保険等の被扶養者で、休日健診をご希望の方も予約が必要です。

【予約・問い合わせ先】こども・健康推進課 健康推進係 ☎92-5762

ウイルスに負けない!! お口の健康づくり

コロナウイルスなど感染症の予防には、「手洗い」、「うがい」のほかに「お口の健康」も重要だということをご存知ですか？



口の中が不潔だと・・・

- ◆ウイルスが口の粘膜細胞に侵入しやすくなります。
- ◆口の細菌が食事の度に腸内に届き、腸内細菌のバランスを乱して免疫力を下げてしまいます。
- ◆食べ物や唾液が気道に入ってしまったときに細菌が肺にまで入り、誤嚥性肺炎を起こします。誤嚥のリスクが高い方は、ウイルス性肺炎のリスクも高くなります。

◆お口のケアのメリット

日本歯科医学会連合新型コロナウイルス感染症対策チーム

- ①ウイルスが人に感染するのに必要な酵素を減らし、感染への水際対策になります。
- ②腸内細菌のバランスが整い免疫力を上げることができます。
- ③歯周病菌による炎症や、誤嚥性肺炎になるリスクを下げるすることができます。

歯周病菌がウイルス感染のリスクを上げるのよ！
しっかり磨かなきゃ！

◆お口のケアのポイント

1. 歯磨きや入れ歯の手入れは念入りに！
2. しっかり噛んで食べましょう！

よく噛んで食べると、唾液が出ます。唾液には、ウイルスや細菌から身を守る免疫物質が入っていて、がんや老化を防ぐ効果もあります。

3. 歯科医院で専門的なケアと指導を受けましょう！



あが国保だより

柔道整復師（接骨院・整骨院）の正しいかかり方

柔道整復師の施術でも保険証が使える場合と使えない場合があります。

○ 健康保険が使える場合

- ・外傷性の捻挫（くじく、ひねる）
- ・打撲（打ち身）
- ・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折、脱臼（応急手当を除いて、医師の同意が必要）

× 健康保険が使えない場合

- ・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりなど
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善などがみられない長期の施術（応急処置を除く）
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・仕事や通勤中に起きた負傷（労災保険からの給付）

～施術を受ける時の注意点～

○ 負傷原因をはっきり伝えましょう

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのかを正確に伝えて、健康保険が使えるのかを相談しましょう。

○ 「療養費支給申請書」は原則、患者本人が署名、押印をしてください

柔道整復の療養費の支払いについては、例外的な取り扱いとして、患者は自己負担のみを柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求し支払いを受ける受領委任という方法が認められています。

施術を受けた時は、患者の方は療養費支給申請書に記載された負傷名、日数、金額などを確認し、原則として「患者本人」が署名することになっています。（手首の負傷などにより自署できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は押印が必要です）

○ 領収書は必ずもらいましょう。

領収書は医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管してください。

○ 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう

長期の施術を受けても改善がみられない場合には、内科的要因も考えられるので医師の診断を受けましょう。

○ 病院での治療と重複はできません

同一の負傷について同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複並行的に受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。



施術の内容について町がおたずねすることがあります

負傷の原因、負傷した部位、施術日などを確認させていただく場合がありますので、領収書を保管しておくとともに受診記録をつけるなど、患者さんご自身で回答できるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 こども・健康推進課 国保年金係 ☎92-5762



金婚を迎えられるご夫婦へ

町では、金婚を迎えられるご夫婦の方へ、記念としてお二人の姿を撮影し、出来上がった写真をお祝いとして贈呈します。金婚を迎えられるご夫婦の方は下記までご連絡ください。

■対象となるご夫婦 昭和45年4月1日から昭和46年3月31日までに婚姻されたご夫婦

■連絡期限 7月3日（金）

■連絡先 福祉介護課 福祉係 ☎92-5763 各支所行政係 ☎22ページ

◎老人クラブ等の団体で行っている調査とは異なりますので、上記の連絡先にご連絡をお願いします。

阿賀町で起業する方へ

～阿賀町起業支援補助金～

町では、商工業の活性化と地域の振興を目的に、町内で新たに起業する方を対象に補助金を交付します。

○対象者は・・・

創業事業計画に基づき町内で新たに起業する方

- ・町内の活性化につながるもの
- ・新たな雇用を創出するもの
- ・町内の経済の向上に対し効果が認められるもの

※新たに起業する方とは、町内に事業所を有し、創業する、会社（会社法第2条第1項）、法人（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協同組合、特定非営利活動法人、一般社団法人）をいいます。

○補助の対象及び補助金額は・・・

事業を行うにあたりその拠点を開設する費用及び事業促進費で、最大300万円の事業費に対し、150万円を補助します。

○申請の手続きは・・・

令和2年度内に起業する方が対象です。

第1次募集：6月22日（月）～7月22日（水）まで

阿賀町起業支援補助金交付申請書を提出ください。

（申請書等は町ホームページからダウンロード又は、下記までお問い合わせください）

こんな応援も!! ふるさと納税応援補助金

個人開業予定者及び新規分野に事業展開する企業へ、ふるさと納税のクラウドファンディング型での資金調達を行い、寄付金を原資に補助します。

～交付までの流れ～

事前相談

- ・申請する
- ・審査を受ける
- ・クラウドファンディング用の資料を作成する
- ・資金調達開始（最大3か月間）
- ・寄付額の確定

寄付額の概ね45%を補助金として交付（上限・変動あり）

町ならではの魅力ある事業をお待ちしています。

補助金の交付は一定の決まりがあります。詳細については、ご相談ください。

【起業に関する相談・問い合わせ先】まちづくり観光課 観光商工係 ☎92-4766



熱中症に注意しましょう

これからの時期は気温が上昇し、熱中症になりやすい季節になります。7月下旬から、8月の中旬のお盆頃までが発生のピークですが、6月のこの時期も体が暑さに慣れていないため、注意が必要です。熱中症は、屋外での作業や運動したときだけではなく、冷房がない暑い室内や、車の中などにいるだけでもなります。これは、乳児や高齢者の方に多い傾向があり、重症化すれば命に関わる病態になります。熱中症にならないように、高温時の屋外での作業や運動はなるべく控え、こまめな休憩や水分補給などをして予防しましょう。

◇熱中症の症状とは？

- ・立ちくらみや頭がボーッとして、注意力が散漫になる。
- ・体のだるさ、気分が悪くなり吐き気がしたり、頭痛やめまいがする。
- ・手足の筋肉の痙攣や、こむら返りが起きる。
- ・汗がとまらない、または汗をまったくかいていないなどの異常がある。
- ・呼びかけに反応しない、まっすぐ歩けないなど、意識障害が起こる。



◇熱中症を予防しましょう!!

○暑い日の運動は避け、こまめに水分と塩分を補給しましょう。

（お茶やコーヒーではなく、スポーツドリンク等を飲むようにしましょう。）

作業時は喉がかわいていなくても、こまめに水分補給をするようにしましょう。

○エアコンや扇風機を効果的に使用し、室温を上げないようにしましょう。

○睡眠環境を整え、寝ている間の熱中症を防ぎ、日々快適に眠ることで、翌日の熱中症を予防しましょう。



◇熱中症かな?と思ったら!

○涼しいところで休憩しましょう。氷枕や、保冷剤で首筋や脇、足の付け根などを冷やしましょう。

○具合がよくならなければ、すぐに医療機関を受診しましょう。

○重症だと感じたら、ためらわず救急車を呼びましょう。

【問い合わせ先】町消防署 ☎92-0119

新たなチャレンジを阿賀町が応援します!

～地域づくり支援事業（上期）申請受付中～

『地域づくり支援事業』は地域課題の解決に向けた、住民が行う地域活動を応援し、主体的な取り組みを実施する団体（グループ）に対して町が単独で助成を行う制度です。

- 申請期限：6月30日（火）
- 助成金：助成率 事業費の4分の3以内
助成金額 30万円以内
- ※申請受付後、審査会を経て助成金交付の可否を決定します。

具体的には…

- ・沿道等への植栽活動
- ・地域づくり勉強会の開催
- ・特産品のPR活動
- ・団体のユニホーム作成 など

「地域の活性化(地域の元気)」につながる新たな取り組みであることが原則です。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】まちづくり観光課 まちづくり係 ☎92-4766

新たな地域おこし協力隊を紹介します ようこそ阿賀町へ

うえ まつ とも み
植松 智未 隊員

新潟市出身。美容、販売、営業などで勤務。阿賀町へ遊びに訪れ、たくさんの温泉、自然が豊かで美味しいお米やお酒、食べ物に魅力を感じ、地域おこし協力隊に応募。自身のスキルを活かし上川地域七名地区で地域密着型の隊員として、集落支援員と地域の魅力発信をテーマに6月より活動中。

◆今後の抱負

阿賀町ならではの自然を満喫できるスポットを効果的にPRし町の良いところを発信して阿賀町を知ってもらう第一歩を作りたいです。これから、地域の方とふれあい、地域の課題に向き合い、皆さんと一緒に様々な活動をしていきたいと思います。



美味しいお米になあれ

5月15日に上川小学校で、5月22日に三川小学校の各校で田植え作業が行われました。



上川小学校では、種まきに引き続き、西川地域の農家の方々から指導を受け田植えを行い、機械に乗って植える作業の体験もしました。

三川小学校では、田植えを行う数日前の代掻き作業から始まり、地元民生委員や三川農業振興公社の職員の方々から指導を受けました。

また、当日は5年生児童が4年生の指導にあたりました。加藤穂南（4年）さんは「4本ずつ根っこが出ないように植えること、まっすぐに植えるといいことを教えてもらった。とても楽しく、みんなといっしょに活動できたのでうれしかった。」と感想を述べました。



▲三川小学校 4・5年生



▲上川小学校 4年生

家で楽しむ1本

おうちで麒麟山



で過ごす時間が増えている町民の皆さんへ癒しを感じてもらいたいと「清酒 麒麟山」を町内の各世帯へ贈るもので麒麟山酒造株式会社が企画実施しました。

このお酒は、伝統辛口をベースに特別なブレンドがされたものでラベルも特別仕様の町民限定の非買品となります。

用意されたお酒は5月31日までに4,500世帯のほぼ全てに渡され、自宅で楽しく、美味しい時間を過ごすひとときに一役買いました。

5月13日、町内の酒販店20店舗の協力を得て「清酒 麒麟山(1.8ℓ)」の引き換えが開始されました。

この企画は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出の自粛が求められ、家庭

町内で祈願祭

山の安全を願って

5月21日、阿賀の里にて三川六名山（馬ノ髪山、五頭山、菱ヶ岳、宝珠山、日倉山、日本平山）、また6月5日には上川支所にて御前ヶ遊窟、御神楽岳の入山者の無事故、山の安全を祈願する安全祈願祭が行われました。

山が新緑にかがやく季節が到来しました。町では山への入山規制はありませんが、入山の際には新型コロナウイルスへの対策を十分にしてください。

特に複数で入山する際は、概ね1m程度の間隔を空けるなどご配慮ください。



移住コーディネーターを委嘱



【問い合わせ先】まちづくり観光課 定住促進係 ☎92-4766

地域おこし協力隊員として町へ移住した、目黒貴博さん（平瀬区）、増川宏実さん（柝堀区）を阿賀町移住コーディネーターに任命しました。

お二人は協力隊を経て、目黒さんは農業を増川さんは観光業分野を中心に活躍されており、今後は町のPRや移住相談、既に移住されている方のアフターフォロー等の業務を行っていただきます。

また、町では移住者の住まいを確保するために、空き家の活用を推奨しています。利用されていない空き家がありましたら、町の空き家バンクへ登録をお願いします。

側溝・陥没等、町道の修理50箇所が完了

少雪対策事業として進めていた道路等の修理が完了しました。

修理箇所は、かねてから各区より要望があり傷みのひどい箇所を中心に、側溝補修23箇所、舗装面補修25箇所、カーブミラーなど安全施設2箇所です。

側溝の清掃では、ペットボトル等、ポイ捨てされたごみが多く回収されました。

皆さんの道路を引き続き、安全・安心にご利用いただけるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】建設課 建設係 ☎92-5765



新型コロナウイルスの影響により、事業の縮小を余儀なくされ、やむを得ず労働者を休業させる場合は、個別の事情により異なりますが、必ずしも労働者に賃金を支払う必要はないと考えられます。もっとも、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、使用者は、労働者に対し、その平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないとされています（ただし、就業規則等により、これ以上の基準を定めている場合はその基準によります）。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありませんが、不可抗力による休業といえるためには、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることがで

阿賀相談所の担当弁護士からQ&A方式によるコラムを掲載します。今月号は菊池淳哉弁護士です。
Q 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、労働者を休業させた場合には、賃金や休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。
A 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、事業の縮小を余儀なくされ、やむを得ず労働者を休業させる場合は、個別の事情により異なりますが、必ずしも労働者に賃金を支払う必要はないと考えられます。もっとも、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、使用者は、労働者に対し、その平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないとされています（ただし、就業規則等により、これ以上の基準を定めている場合はその基準によります）。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありませんが、不可抗力による休業といえるためには、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることがで

法律相談センター阿賀相談所
おしえて！弁護士さん 34





阿賀ふるさとカレッジ「阿賀ふるさと発見教室」(全5回) 開催中止について

令和2年度阿賀ふるさとカレッジ「ふるさと発見教室」全5回について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止することとしました。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

《ふるさと発見教室》【全5回：全回中止】

回	月 日	テーマ
第1回	5月12日(火)	三川地区の巨樹と希少木を訪ねる
第2回	6月 9日(火)	阿賀野川通運の難所と水難碑探訪
第3回	7月 8日(水)	鹿瀬地区の集落と小川庄観音札所巡り
第4回	9月 8日(火)	幕末の「医者どん」を訪ねる
第5回	10月 6日(火)	見て触れて阿賀町の縄文文化をまるごと楽しむ会パート2

「阿賀町成人式」開催延期のお知らせ

例年8月15日に開催しております「阿賀町成人式」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度「阿賀町成人式」の開催を令和3年1月に延期といたします。また、開催を中止する場合もありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】町公民館 ☎92-3334

B＆Gプール監視員募集

☆募集条件☆

各B＆Gプールでは監視員の募集をしています。利用者の方が気持ち良く、安心してプールを楽しめるよう、プールの管理にご尽力くださる方をお待ちしております。

プー ル 名 称	津川 B & G 海洋センタープール	三川 B & G 海洋センタープール	上川 B & G 海洋センタープール
勤 務 期 間	7 月 2 3 日(木)～8 月 1 6 日(日)		
勤 務 時 間	平日・土曜 13：00～16：00 平日・土曜 17：00～20：00	平日・土曜 13：00～18：00	
	日曜 13：00～16：00		
休 館 日	毎週月曜日 ※8 月 1 0 日(月祝)は開館		
資 格 等	阿賀町民で健康な方 泳法は問わず 2.5 m 以上泳力のある方 週 2 日以上勤務できる方		
説 明 会	プール監視員説明会及び心肺蘇生法講習会		
	日時：7 月 1 6 日(木) 1 8：3 0～2 0：3 0 (予定) 会場：阿賀町公民館（鹿瀬支所となり）		
賃金(1時間あたり)	高校生：8 3 0 円 一般・大学生・専門学校生：9 0 0 円		
募 集 人 数	若干名	若干名	若干名
	※定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。		
申 込 方 法	[各 B & G 海洋センター] に備えつけの申込用紙で 7 月 1 0 日(金) (必着) でお申し込みください。		
そ の 他	・勤務不可日が多い、資格等条件を満たしていない等、お申し込みの内容によってはお断りさせていただきます場合があります。 ・プールの管理が業務となりますので、監視以外の業務もあります。 ・コロナウイルスに係る状況によって、プール開放中止や日程変更をする場合があります。		

【申し込み・問い合わせ先】 津川B＆G海洋センター ☎92-2771 上川B＆G海洋センター ☎95-2288
三川B＆G海洋センター ☎99-3671

第2回 『文学講座』 受講者募集

数多くの作家の小説などについて文学評論を行っており、講演会等各方面で活躍されている若月講師のユーモアのある解説が魅力の講座です。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

- ◆日 程 7月6日(月) 14：00～16：00
- ◆会 場 阿賀町公民館 講堂(鹿瀬支所 となり)
- ◆内 容 第162回 芥川賞「背高泡立草」(古川真人/著)を読みます。
- ◆講 師 若月 忠信 氏(文芸評論家)
- ◆受 講 料 1回：500円(資料代含む) ※当日徴収します。
- ◆持 ち 物 筆記用具
- ◆定 員 20人(先着順)※1回のみでもOKです。
- ◆申 込 6月26日(金)までに、阿賀町公民館(☎92-3334)までお申し込みください。

阿賀ふるさとカレッジ「あが歴史教室」参加者募集について

町公民館では、生涯学習の一環として、ふるさと「阿賀」の歴史・文化・自然について関心をお持ちの方や、これから学習したいという方にふるさと「阿賀」についての理解・教養を深めてもらうため、阿賀ふるさとカレッジ「あが歴史教室」を開催します。ふるさと「阿賀」のすばらしさを再発見してみませんか。初心者向けのわかりやすい教室です。町内の方ならどなたでも参加できますので、お誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

第3回「あが歴史教室」

- ◆開 催 日 7月28日(火) 19：00～20：30
- ◆会 場 阿賀町公民館 講堂(鹿瀬支所 となり)
- ◆テ ー マ 津川宿の今昔
- ◆講 師 薄 友一 氏(阿賀町観光ガイド)
- ◆受 講 料 300円(資料代)
- ◆持 ち 物 筆記用具
- ◆定 員 30人
- ◆募集期間 6月17日(水)～7月13日(月)まで



申し込み・問い合わせ先：町公民館 ☎92-3334/Fax92-0083

阿賀町俳句の会 五句選

今月のテーマ

「農作業風景および当季雑詠」

畑打つや私の余生の居場所です

春耕や蛙も起きて二歩三歩

田仕事が始まり春田水満々

五月空中身の見える貯金箱

ベランダに二尺たらずの鯉のぼり

問い合わせ先 山口冬人 ☎(九二)四三四五

【お詫びと訂正】

広報5月号「阿賀町俳句の会 五句選」の中で誤りがありました。訂正してお詫びします。

(誤) 初蝶や飛びたき姿も羽広ぐ

波田野ゆう子

(正) 初蝶や飛びたき姿も羽広ぐ

波田野ゆう子



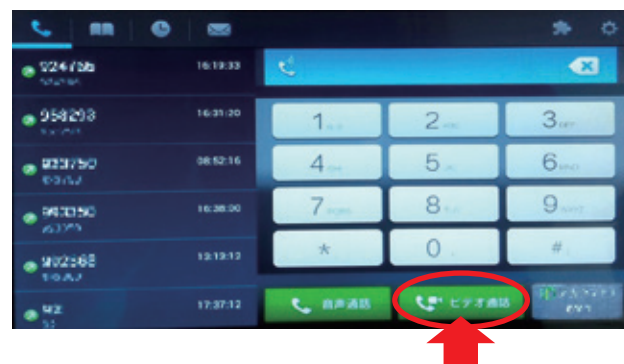
テレビ電話を活用して、 コミュニケーションを取りましょう！

テレビ電話は、町からのお知らせ等を配信するほかに、テレビ電話同士で無料通話ができます。
なかなか会えないお友達やご親戚、お孫さんなどとテレビ電話で、お互いの顔を見ながら、会話を楽しんでみませんか？

ご要望があれば、テレビ電話の使い方を集落支援員が説明に伺うこともできます。

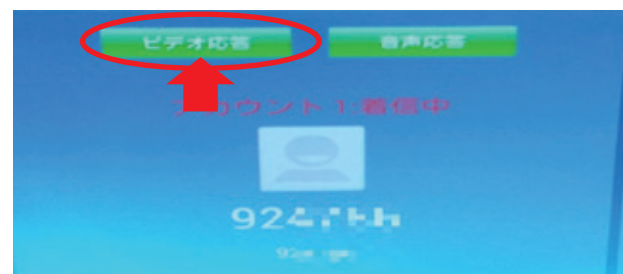
【かけるとき】

- ①受話器を取る
- ②電話番号を押す
- ③画面右下の緑色の**ビデオ通話**を押す



【かかってきたとき】

- ①受話器を取らずに画面左上の緑色の**ビデオ応答**を押す
- ②受話器を取る

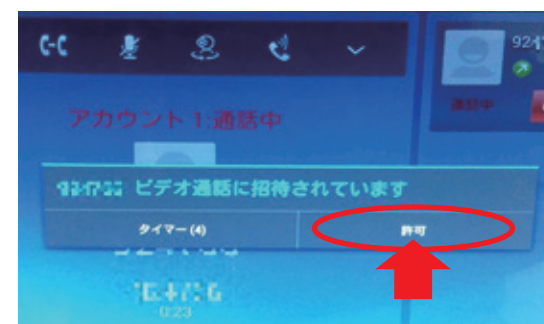


【音声通話からテレビ電話に切り替えるとき】

- ①画面上部の を押す



- ②相手先にはビデオ通話招待画面が表示され、相手が許可を押すとテレビ電話に切り替わる



【ボタンの説明】 通話中、画面上部に表示されます



保留



テレビ電話切替

【問い合わせ先】 まちづくり観光課 まちづくり係 ☎92-4766

サル・クマ等の被害に遭わないために

- ・エサとなる残った食べ物や余った野菜等を畑や家の近くに捨てないようにする
- ・サルやクマ等の隠れる場所になるような草ヤブを作らないために草を刈る

畑や住宅周辺の草刈りを行い見通しを良くすることで被害を防ぐことができます。
爆竹や追い払い用花火を定期的に鳴らすことも効果があります。

【問い合わせ先】 農林課 有害鳥獣係 ☎92-5764



給付金の サギに注意!! (詐欺)

絶対に教えない！ 渡さない！

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- キャッシュカード
- マイナンバー

町や総務省などが次のことを行うことは
絶対にありません

- ✗ 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン
(局番なしの3桁) **188**

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン

0120-213-188

お住まいの**市区町村**

お近くの**警察署**

警察相談
専用電話 **#9110**



総務省 給付金

検索



秘密は厳守されますので安心してお気軽にご相談ください。

行政窓口 阿賀町役場 まちづくり観光課 ☎92-4766 新潟県津川警察署 ☎92-0110
町民生活課 ☎92-5761 新潟県消費生活センター ☎025-285-4196
月曜日～金曜日(役場閉庁日を除く) 8:30～17:00 月曜日～金曜日(日曜・祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
土曜日 10:00～16:30(電話相談のみ)

このページは令和2年度新潟県消費者行政推進事業補助金を活用しております。

特別定額給付金の申請はお済みですか？ 【1人あたり10万円の給付金】

- 受付期間 令和2年8月6日まで
- 申請方法
- ①世帯主宛に郵送されている申請書を用意
 - ②申請書に押印・口座情報を記入
 - ③本人確認書類のコピー、銀行口座のわかる通帳のコピーを添付
 - ④返信用封筒で送り返してください
- 給 付
- 受付後に審査を行い、一週間程度で指定の口座に振り込まれます。
- ※お年寄り世帯などで申請等が困難な場合はご相談ください。
【お問い合わせ先】
- 町役場 特別給付金担当 ☎92-3111（代表）

令和2年度自衛官等募集のお知らせ

防衛省では、下記のとおり自衛官等を募集しています。

募集種目	資 格	受付期間	試験期日
航空学生	高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含） 海自：18歳以上23歳未満の者 空自：18歳以上21歳未満の者	7月1日～9月10日	1次 9月22日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者		1次 9月18日～20日（いずれか1日を指定）
防衛大学校学生（一般）	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）	7月1日～10月22日	1次 11月7日・8日
防衛医科大学校医学科学生	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）	7月1日～10月7日	1次 10月24日・25日
防衛医科大学校看護学科学生（自衛官見保看護学生）	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）	7月1日～10月1日	1次 10月17日

※詳細については、募集要項または自衛隊新発田地域事務所へ確認ください。
【問い合わせ先】自衛隊新発田地域事務所 ☎0254-26-5619

令和2年度阿賀町職員採用試験概要（令和3年度採用）

区分	職 種	採用予定人数	年齢・学歴等の要件	受付案内等配布開始日	受付期間	試験日程等
高 校 卒 業 程 度	一般事務	若干名	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高校卒業（見込み）の者	7月6日（月）	7月6日（月） 7月31日（金）	1次試験：9月20日（日） 1次発表：10月下旬 2次試験：11月下旬 合格発表：12月中旬
高 校 卒 業 程 度	消防吏員	若干名	①平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②阿賀町内に居住できる者 ③採用時まで自動車普通免許以上を取得できる者 ④職務遂行に支障がない者	7月6日（月）	7月6日（月） 7月31日（金）	1次試験：9月20日（日） 1次発表：10月下旬 2次試験：11月下旬 合格発表：12月中旬
選 考 試 験	きりん荘支援員	若干名	①昭和50年4月2日以降に生まれた者 ②介護福祉士資格を登録している者又は介護職員初任者研修課程（旧訪問介護員1級又は2級研修）を終了している者（今年度中の介護福祉士資格登録予定者又は介護職員初任者研修課程修了予定者を含む） ③普通自動車運転免許を取得している者	7月6日（月）	7月6日（月） 7月31日（金）	作文試験・面接： 8月21日（金） 合格発表：9月下旬予定

※ 上記以外の要件もありますので、受付期間にホームページ等で配布する試験案内を必ずご確認ください。
【問い合わせ先】

一般事務・きりん荘支援員：総務課 庶務防災係（☎92-3113） 消防吏員：消防署 警防課 消防庶務係（☎92-0119）

「税務職員」（国家公務員）の募集のお知らせ

- 税務職員（国家公務員）の採用試験の第1次試験が9月6日（日）に行われます。
- 受験資格
- ①令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの者
 - ②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める者
- 試験の程度：高等学校卒業程度
- 申込方法：インターネット申し込みをご利用ください。
インターネット申し込み専用アドレス
⇒<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- 受付期間：6月22日（月）～7月1日（水）[受信有効]
- その他：インターネットによる申し込みができない場合は、下記へお問い合わせください。
関東信越国税局人事第二課試験係
☎048-600-3111 内線2097

年金事務所の「ねんきん相談会」事前予約

- 年金事務所の職員による「ねんきん相談会」を下記の日程で開催予定です。
- ※新型コロナウイルス感染症の今後の発生状況を鑑み、急遽中止する場合がありますので予めご了承ください。
なお、中止の場合は 年金事務所よりご予約いただいた方にお電話にて連絡します。
- 開催日時 6月24日（水）10:00～15:00
- 会 場 町役場本庁 3階 小会議室
- 予約申込先 ☎025-283-1013（予約専用）
新潟東年金事務所 お客様相談室
8:30～17:15（土・日・祝・年末年始除く）
- 【問い合わせ先】
こども・健康推進課 国保年金係 ☎92-5762

毎月10日が申請手続きの締切日です

農地（田・畑）は皆さんの生活に欠かせない食糧を生産する大切な基盤です。農地法は、農地の売買・交換・転用等による農地の所有や利用について一定の規制をかけ、優良な農地を守っていくことを目的としています。

全ての農地に対して売買・贈与・交換・賃貸借・転用する場合には、農地法に定める許可又は届出が必要です。毎月10日に申請を締切、月末の総会（公開）で審議となります。（申請書は農業委員会で準備しています。）

第4条・第5条	第3条	第3条・農業経営基盤強化促進法	
農地の「転用」	農地の競売	「賃貸借」の解約	農地の「売買」、「交換」、「贈与」、「賃貸借」
・ 農地が農業振興地域内農用地に指定されている場合 ・ 転用予定地の除外手続きが必要です。 ・ 手続きに半年以上かかることがありますので早めににご相談ください。 ・ 除外手続きについて詳しくは町農政係へお問い合わせください。	※農地が農業振興地域内農用地に指定されている場合 ・ 倉庫等）の場合、農地法第4条による申請・許可が必要です。 ・ 一方、農地の所有者から農地の権利を取得、または借りて転用（一般住宅・資材置場等）の場合、農地法第5条による申請・許可が必要です。	※農地の競売に参加しようとする場合に農業委員会が発行する「買受適格証明」が必要です。証明書が必要な方は、締切日までに願出書を提出してください。	・ 農用地として「売買したい方」、「交換したい方」、「賃貸借したい方」また、「贈与したい方」（贈与は3条のみ）等は農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法による申請・許可が必要です。 ・ ※相続等により農地を取得した場合、農業委員会の許可は必要ありませんが届出が必要となります。 ・ 現在、賃貸借契約している農地を都合により中途で解約（売買・耕作再開・労力不足等）したい場合、両者の合意による解約通知書を提出してください。

- 申請前の準備について
1. 申請地が死亡した方の名義になっているときは、相続登記を済ませてください。
 2. 一筆の内の一部を申請するときは、分筆登記を済ませてください。
- ※上記締切日が休日等の場合、翌日が締切日となります。

【問い合わせ先】農業委員会 ☎92-5769

イベント・行事中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため右記イベント・行事を中止します。

- ・ 8月13日（水）～15日（金） 奥阿賀かのせふるさとまつり花火大会
- ・ 8月15日（金） ふるさと上川ふれあい祭り
【問い合わせ先】まちづくり観光課 観光商工係 ☎92-4766
- ・ 9月6日（日） 阿賀野川レガッタ
【問い合わせ先】教育委員会 社会教育課 ☎92-3334
- ・ 9月12日（土）、13日（日） 敬老会（各地域）
【問い合わせ先】福祉介護課 福祉係 ☎92-5763

令和2年度 小学校・中学校教科書展示会のお知らせ

- 展示会場
五泉市立図書館（2階 第1・第2会議室）
- 展示期間
令和2年6月12日（金）～6月28日（日）
※毎週月曜日と毎月最終金曜日は閉館です
- 展示時間 平 日：9:30～18:30まで
土・日曜日：9:30～17:00まで
- 展示図書
小中学校教科書（特別の教科道德を含む）
※どなたでもご覧になれます。

【問い合わせ先】教育委員会 学校教育課 ☎92-2561

ごつつおフェア開催中

町観光協会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が続く中、町内の飲食店等のテイクアウトや宅配を支援する「おうちで阿賀のごつつおフェア」を開催しています。

期間が6月末まで延長となりました。各世帯に配布されている割引クーポン券をぜひ活用ください。



【問い合わせ先】町観光協会 ☎92-0220

 今月の予防接種			
鹿瀬診療所		町営診療所みかわ	
実施月日	時 間	実施月日	時 間
6月24日(水)	14:30~16:30	6月18日(木)	14:30~16:10
7月 8日(水)	14:30~16:30	6月23日(火)	14:30~16:10
■予防接種は予約制です [鹿 瀬 診 療 所] ☎92-2219 [町営診療所みかわ] ☎99-5155		6月25日(木)	14:30~16:10
		6月30日(火)	14:30~16:10
		7月 2日(木)	14:30~16:10
予約の際は、希望するワクチンと接種日をご連絡ください。 ※町営診療所みかわの曜日が月曜日から火曜日に変更となりました。		7月 7日(火)	14:30~16:10
		7月 9日(木)	14:30~16:10
		7月14日(火)	14:30~16:10
		7月16日(木)	14:30~16:10



おおきくなったら?



わかば保育園そら組
小日山 芽柳ちゃん
5歳

わたしはおおきくなったら、みようしさんになりたいです。みんなのかみのけをきったりあらったり、そめたりしてあげたいです。みんなに「ありがとう」といってもらいたいです。



上条保育園ゆり組
加藤 心琴ちゃん
5歳

わたしはおおきくなったら、とこやさんになりたいです。たくさんのおきやくさんのかみのけをかってよくしたりかわいくしたりして、みんなをえがおにしてあげたいです。



ひまわり保育園きりん組
須貝 羽咲ちゃん
6歳

わたしはおおきくなったらケーキやさんになりたいです。ショートケーキやチョコケーキをつくってともだちやおきやくさんにたべてもらいたいです。

元気に育ってね!

この写真は6月2日に行われた幼児健診の1歳6か月健診対象のお子さん達です。



ひより
渡辺陽和ちゃん



はく
長谷川 蓮空くん



あん
田崎 杏ちゃん



けんしろう
清野剣士郎くん



てつと
眞田哲斗くん



ふと
藤井風人くん



ひかり
二宮光莉ちゃん



まどか
佐藤円香ちゃん



まこちゃん
渡邊まこちゃん



しあん
柊木詩音ちゃん



ともき
長谷川知季くん



ゆづき
川ノ口結希ちゃん



かげつ
遠藤華月くん



あおい
平野 蒼くん



わかちゃん
齋藤わかちゃん

6月、10月は「いじめ見逃しゼロ強調月間」です

新潟県では、学校、家庭、地域が連携して、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解消と未然防止に社会全体で取り組むことを目標として、『いじめ見逃しゼロ県民運動』を展開しています。

「深めよう 絆 にいがた県民会議」では、この運動の趣旨をより多くの皆さんに理解していただき、県民総ぐるみの運動になるよう取組を推進しています。

町でも、町内のすべての学校で「いじめ見逃しゼロスクール集会」等を開催し、6月と10月を「いじめ見逃しゼロ強調月間」として、取組の充実を図るなど、この運動を推進しています。保護者、地域の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。



【問い合わせ先】教育委員会 学校教育課 ☎92-2561

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ1千万円
(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円
7月14日②2種類同時発売!
発売期間 7/14(火)~8/14(金)
公益財団法人新潟県市町村振興協会

有料広告

お困りの方いらっしゃいませんか?
●胃ろう/腸ろう/経鼻などの経管栄養の方
●たんの吸引行為が必要な方
●尿道カテーテル、人工肛門(ストマ)の方
●認知症状でお困りな方
●在宅酸素療法の方
その他でお困りの方も是非お気軽にお問合せください。
看護職員 介護職員(フルタイム・パート)募集中
特別養護老人ホームあがの八雲苑
阿賀野市保田5685番地1 電話0250-68-1722

入校生募集(全車種対応)

ドローン講習受講生募集
送迎員募集(バイト)
■必要な資格 普通自動車免許
■募集人数 若干名
興味ある方はご連絡下さい
(株)水原自動車学校
阿賀野市下条20-4 TEL0250-62-2000

証明写真

直ぐに出来ます
肖像写真を1枚 残しませんか
写真工房 冬人
奥阿賀ギャラリー喫茶 とんぼ
阿賀町津川3449
電話 0254-92-4345

シルバー人材センターに

仕事を依頼してみませんか!!
親切・丁寧をモットーとして地域社会に貢献します
シルバー人材センターの
会員になって働いてみませんか!!
健康のために楽しみながら汗を流して働けます
<お問い合わせ先>
公益社団法人
阿賀町シルバー人材センター
東蒲原郡阿賀町津川2136
阿賀町文化福祉会館2階
電話 92-2103 FAX 92-3004

有料広告

本申込ではありませんので、お気軽にご利用ください。
ネットカンタン仮申込
パソコン
スマートフォン
簡単にローンの仮申込ができます。
対象商品
●不動産担保住宅ローン
●無担保住宅ローン(リフォームローン)
●マイカーローン ●教育ローン
●フリーローン ●カードローン(マイプラン)
お気軽にご相談ください ろうきん津川出張所
☎0254-92-5151 東蒲原郡阿賀町津川3733